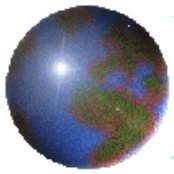


セミナーC 法人の課税上の居住地

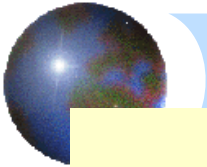
研究部教授 鍋谷彰男





〔テーマのポイント〕

- 国内法に基づく判定基準により、二重居住者等の問題が生じる。
- 管理支配地基準には、事実認定・証拠資料の問題のほか、これにより居住地を判定した場合の所得の算定・帰属等など、解決すべき問題がある。
- 居住地の問題の解決のため、OECDは更なる指針を示すべきであり、振り分け基準のより単純化が不可欠である。



1. 国内法における判定基準

(1) 法人の設立場所

(place of incorporation; POI)

→ 米国の例

(2) 事業の実質的管理の場所

(place of effective management; POEM)

→ 英国の例

1. 国内法における判定基準（続き）

(1) 米国

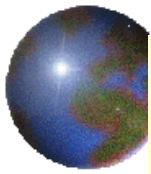
原則、POIによるが、米国外で設立された法人であっても、一定の要件を満たす場合には、米国の課税上、内国法人とみなされる。

- 内国歳入法 269B条 (Stapled Entities)
- 内国歳入法 7874条 (Anti-Inversion)

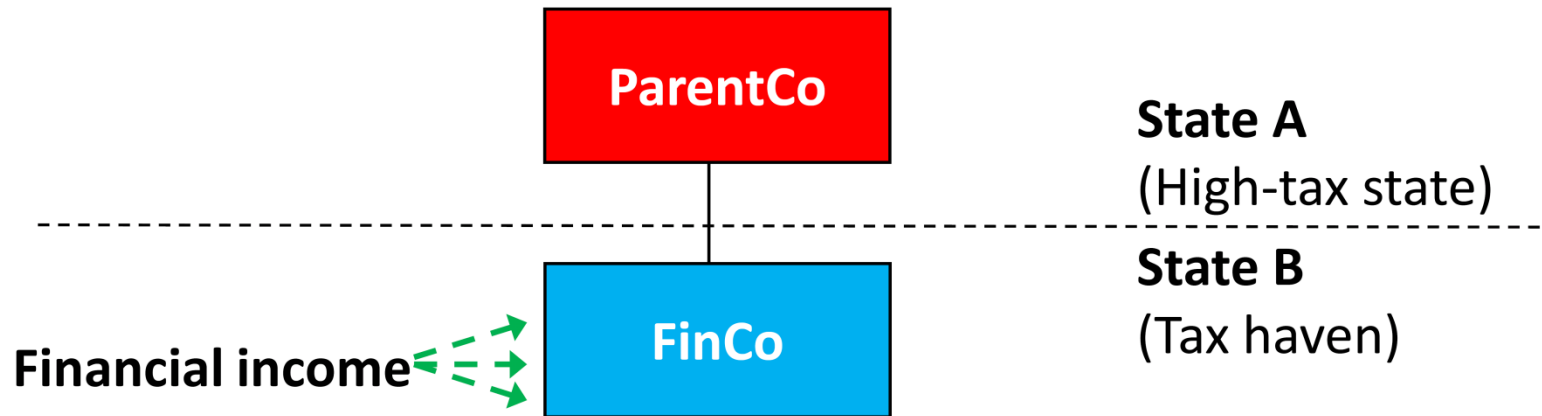
(2) 英国

次のいずれかが英国内にあること。

- ① 中心的な管理支配の場所
(place of central management and control)
→「法人の事業運営に責任を有する最高権限」で判定
- ② POI

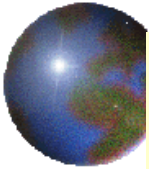


2. 税務調査



【前提事実】

- ParentCoは、FinCoの主要株主である。
- FinCoは、B国で設立され、グループ・ファイナンス事業を行う法人である。
- FinCoの唯一の役員（B国在住）は、ParentCoの厳格な投資指針を順守しなければならない。なお、FinCoには、他に従業員はいない。
- FinCoは、B国に小さな事務所を有している。



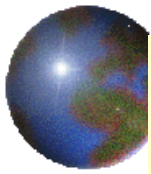
2. 税務調査(続き)

(1) A国の税務当局が採り得る手法

- ① CFCテスト
- ② POEMテスト
- ③ 導管アプローチ
- ④ PEテスト
- ⑤ 移転価格アプローチ

(2) 税務調査及び証拠資料に関する留意点

- 管理者及び主要な従業員に対する聴取
- Eメールの調査
- 弁護士又は会計士の意見書
- 他国との関係



2. 税務調査(続き)

(3) POEMテストが成功した場合に生じる問題

- 所得の算定
- 所得の帰属
- 遡及した選択の可否
- 二重課税の排除
- 追加納付額に対する利子
- 課税期間を通じた居住地の非継続性
- 租税犯罪
- POEM基準不採用国における出国税

3. 裁判例に基づく指針

(1) 各国の裁判例

- 役員 of 居住地にPOEMがある(澳、仏、英)
- 株主 of 居住地にPOEMがある(伊、蘭)
- ハイレベル of 意思決定が行われる場所にPOEMがある(伊、英、瑞)
- 日々 of マネジメント of 場所にPOEMがある(伊)
- 機能 of 外部委託 of 場合に委託元法人 of POEMは委託先法人 of 居住地にはない(仏)

3. 裁判例に基づく指針(続き)

(2) 居住地の問題回避のための留意点

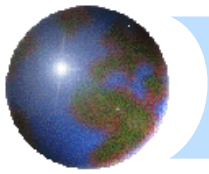
- 親会社の支配(株主支配と事業支配の明確な区分)
- 子会社の役員の質
- 取締役会の定足数、開催地及び議題
- 電話による取締役会の危険性
- 取締役会の権限の侵害の認識
- 完全かつ正確な議事録の作成
- 補助的活動と戦略的意思決定
- POEMを証明するための事実の記録
- グループ内運営に関する規約の作成
- 各国における実質要件の遵守



4. 租税条約上の問題

〔二重居住者の解決策〕

- ① OECDモデル租税条約第4条におけるPOEMの意義（主要な管理及び営業上の意思決定）又は振り分け基準の優先度の検討
- ② 国内的な解決手段として事前確認、国内法上の振り分け基準、実務指針等
- ③ 相互協議手続（确实性・迅速性が必須）



ご清聴ありがとうございました